

# 新潟市建設工事入札参加資格者格付認定取扱要領

(趣旨)

第1条 新潟市建設工事入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定にある建設工事の等級の格付及び認定(以下「格付認定」という。)については、この要領で定める。

(格付認定)

第2条 前条で規定する格付認定は新潟市建設工事入札参加資格審査取扱要領第2条第2項に規定する総合評点により、次の各号によるものとする。

- (1) 等級別に格付けする建設工事の種類は、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事及び造園工事(以下「格付工種」という。)とし、別表第1の当該する級に格付けする。
- (2) 格付工種以外の工種は、総合評点の順次で認定する。

2 申請書の内容が事実と異なる等の場合は、降級、失格その他必要な措置を講ずる。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成25年度及び26年度に係る入札参加資格審査申請から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

等級	総合評点				
	土木工事一式	建築工事一式	管工事	電気工事	造園工事
S	1100 以上	1000 以上	-	-	-
A	980~1099	800~999	720 以上	750 以上	850 以上
B	800~979	670~799	600~719	630~749	700~849
C	680~799	600~669	599 以下	629 以下	699 以下
D	679 以下	599 以下	-	-	-